

「給与所得の源泉徴収表(月額表)」に記載された税額を控除します。
賞与にかかる所得税は、賞与支払い前月の
月給の社会保険料等を控除した額から
「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」
に記載されている税率を求め、
同じく社会保険料等を差し引いた額にその率をかけて税額を算出します。

例をあげてみましょう。
前月の月給(社会保険料等を控除した額)、
賞与(同様に保険料を控除した額)が同額の29万円とします。
単身者であれば、月給にかかる所得税は7,870円。
賞与の場合は、税率は6%ですので、17,400円。
前月、たまたま残業代が支払われて31万円の場合は、賞与の税率は8%、
賞与の税額は、23,200円と6,000円程の差が出てくることになります。
税率も対象給与額に幅があります。

後は、年末調整で調整することになりますが、
わずかの違いで高い税率ゾーンに入ってしまうばこのようなことになります。

★トピックス～厚生年金保険料が上がります～

厚生年金保険料が9月分から上ります。
具体的には10月末徴収分からです。
0.354%アップで、
具体的には今迄、標準報酬が20万円の方は、
本人負担額で992円、30万円の方は、1488円、
最高標準報酬62万円の方で3075円。
不況の続く中、会社、会社員の方、
両方のため息が聞こえてきそうです。

~~~~~編集後記~~~~~

今回は、賞与のお話でした。
本文の中で、賞与も大変です。しょうよ！
なんて、笑点の木久扇師匠のようなだじゃれ
をどうしても入れたくて、むずむずしていましたが、
やはり、不謹慎だと思い、
編集後記に入れさせていただきました。

暑い日が続きます。
暑いほうが、ビールは美味しいのですが、
こう暑い日が続くと、
すこしぐらいビールをおいしく感じなくても
いいから、早く涼しくなってほしいです。

皆様も、暑さで体調を崩されませんように。
9月には、2度の連休が待っています。

もう少し、頑張りましょう。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

ブログ<http://nishiosr.weblogs.jp/nishio/>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---